



宮 崎 県 公 報

平成21年2月24日（火曜日）号外 第6号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

| | | |
|---------------------------------|---|--------------------------------------|
| 告 示 | 頁 | 教育委員会規則 |
| ○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示（危機管理課） 1 | | ○県立学校職員の勤務評定に関する規則等の一部を改正する規則……………11 |

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成21年2月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 121号

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|-----|--|--|------|-----|--|-----|--|--|---------|---|-----|--|---------|--------------|--|---|---|---|-----|--|--|------|-----|--|-------|-------------------|--|-----|--|--|---------|---|-----|--|---------|--------------------------------------|
| <p>（本部長）</p> <p>第 4 条 災害対策本部長は、<u>出納長、部設置条例（昭和28年宮崎県条例第11号）</u>に規定する部の長、企業局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>（組織）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 部に部長、<u>副部長及び事務局長（総合対策部に限る。）</u>を、室に室長及び副室長（企業対策室及び公安対策室を除く。）を、班に班長及び班員を置く。</p> <p>3 部長、室長、副部長、副室長、事務局長及び班長は、別表第2の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にあるものをもって充てる。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（部長、室長等の職務）</p> <p>第 6 条 次の表の左欄に掲げる職にある者の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>職</th><th>職</th><th>務</th></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>別表第 1（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>部 及 び 室</th><th>班</th></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>総合政策対策室</td><td>[略] 統計調査班</td></tr> </table> | 職 | 職 | 務 | [略] | | | 事務局長 | [略] | | [略] | | | 部 及 び 室 | 班 | [略] | | 総合政策対策室 | [略] 統計調査班 | <p>（本部長）</p> <p>第 4 条 災害対策本部長は、<u>宮崎県部設置条例（平成16年宮崎県条例第 4 号）</u>に規定する部の長、<u>会計管理者、企業局長、病院局長</u>、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>（組織）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 部に部長、副部長、<u>事務局長（総合対策部に限る。）</u>及び<u>副事務局長（総合対策部に限る。）</u>を、室に室長及び副室長（警備対策室を除く。）を、班に班長及び班員を置く。</p> <p>3 部長、室長、副部長、副室長、<u>事務局長、副事務局長</u>及び班長は、別表第2の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にあるものをもって充てる。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（部長、室長等の職務）</p> <p>第 6 条 次の表の左欄に掲げる職にある者の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>職</th><th>職</th><th>務</th></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>副事務局長</td><td><u>事務局長を補佐する。</u></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>別表第 1（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>部 及 び 室</th><th>班</th></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>県民政策対策室</td><td>[略] 統計調査班 総合交通班 生活・協働・男女参画班</td></tr> </table> | 職 | 職 | 務 | [略] | | | 事務局長 | [略] | | 副事務局長 | <u>事務局長を補佐する。</u> | | [略] | | | 部 及 び 室 | 班 | [略] | | 県民政策対策室 | [略] 統計調査班 総合交通班 生活・協働・男女参画班 |
| 職 | 職 | 務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部 及 び 室 | 班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合政策対策室 | [略] 統計調査班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職 | 職 | 務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副事務局長 | <u>事務局長を補佐する。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部 及 び 室 | 班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県民政策対策室 | [略] 統計調査班 総合交通班 生活・協働・男女参画班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| | | | 文化文教・国際班 人権同和対策班 情報政策班 |
| 総務対策室 | [略] 職員厚生班 財政班 管財班 税務班 | 総務対策室 | [略] 行政経営班 財政班 税務班 市町村班 総務事務センター班 |
| 地域生活対策室 | 生活・文化班 青少年男女参画班 人権同和対策班 市町村班 地域振興班 総合交通班 情報政策班 国際政策班 市町村合併支援班 | | |
| 福祉保健対策室 | [略] 高齢者対策班 児童家庭班 [略] 県立病院班 | 福祉保健対策室 | [略] 長寿介護班 [略] こども政策班 |
| 環境森林対策室 | [略] 全国植樹祭準備班 | 環境森林対策室 | [略] 工事検査班 |
| 商工観光労働対策室 | [略] 工業振興班 商工金融班 商業振興班 観光・リゾート班 労働政策班 | 商工観光労働対策室 | [略] 工業支援班 商業支援班 経営金融班 労働政策班 企業立地推進班 観光交流推進班 |
| 農政水産対策室 | [略] 漁政班 水産振興班 漁港班 | 農政水産対策室 | [略] 工事検査班 水産政策班 漁港漁場整備班 |
| 土木対策室 | [略] 技術検査班 [略] | 県土整備対策室 | [略] 技術企画班 工事検査班 [略] |
| 出納対策室 | 会計班 車両班 | 会計管理対策室 | 会計班 |
| 企業対策室 | 企業管理班 工務班 | 企業対策室 | 企業総務班 工務班 電気班 施設管理班 総合制御班 |
| 文教対策室 | [略] 教育企画班 学校施設班 学校教育班 | 病院対策室 | 経営管理班 |
| | | 文教対策室 | [略] 財務福利班 学校政策班 全国高等学校総合文化祭推進班 |

| | | |
|-------|---|--|
| | 教職員班 福利健康班 [略] スポーツ振興班 [略] 回和教育班 | 特別支援教育班 教職員班 [略] スポーツ振興班 全国スポーツ・レクリエーション祭 推進班 [略] 人権同和教育班 |
| 公安対策室 | 公安総務班 警備班 [略] | 警備班 警務班 [略] |
| [略] | | [略] |

別表第 2 (第 5 条関係)

| | |
|--------------|-------------------|
| [略] | 総合政策本部長 |
| 総合政策対策室長 | [略] |
| 総務対策室長 | 地域生活部長 |
| 地域生活対策室長 | [略] |
| [略] | 土木部長 |
| 土木対策室長 | 出納長 |
| 出納対策室長 | [略] |
| 企業対策室長 | [略] |
| [略] | [略] |
| 公安対策室長 | 土木部長 |
| 水防本部長 | 危機管理室長 |
| 総合対策部副部長 | 総合政策本部次長 |
| 総合政策対策室副室長 | [略] |
| 総務対策室副室長 | 地域生活部次長 |
| 地域生活対策室副室長 | [略] |
| [略] | 土木部次長 |
| 土木対策室副室長 | 出納事務局長 |
| 出納対策室副室長 | [略] |
| [略] | 土木部次長 |
| 水防本部副部長 | 危機管理室長 |
| 総合対策部事務局長 | [略] |
| 総括班長 | 消防保安室長 |
| 連絡調整班長 | 危機管理室室長補佐 |
| 情報通信班長 | 消防保安室室長補佐 |
| 支援班長 | 危機管理室政策主幹、主幹又は副主幹 |
| [略] | [略] |
| 現地災害対策本部対応班長 | 危機管理室政策主幹、主幹又は副主幹 |
| [略] | [略] |
| 統計調査班長 | [略] |

別表第 2 (第 5 条関係)

| | |
|--------------|--------------|
| [略] | 県民政策部長 |
| 県民政策対策室長 | [略] |
| 総務対策室長 | [略] |
| [略] | 県土整備部長 |
| 県土整備対策室長 | 会計管理者 |
| 会計管理対策室長 | [略] |
| 企業対策室長 | 病院局長 |
| 病院対策室長 | [略] |
| [略] | [略] |
| 警備対策室長 | 県土整備部長 |
| 水防本部長 | 危機管理課長 |
| 総合対策部副部長 | 県民政策部次長 |
| 県民政策対策室副室長 | [略] |
| 総務対策室副室長 | [略] |
| [略] | 県土整備部次長 |
| 県土整備対策室副室長 | 会計管理局次長 |
| 会計管理対策室副室長 | 企業局副局長 |
| 企業対策室副室長 | 病院局次長 |
| 病院対策室副室長 | [略] |
| [略] | 県土整備部次長 |
| 水防本部副部長 | 危機管理課長 |
| 総合対策部事務局長 | 消防保安課長 |
| 総合対策部副事務局長 | 危機管理課課長補佐 |
| 総括班長 | 消防保安課課長補佐 |
| 連絡調整班長 | 消防保安課主幹又は副主幹 |
| 情報通信班長 | 消防保安課主幹又は副主幹 |
| 支援班長 | 危機管理課主幹又は副主幹 |
| [略] | [略] |
| 現地災害対策本部対応班長 | 危機管理課主幹又は副主幹 |
| [略] | [略] |
| 統計調査班長 | [略] |
| 総合交通班長 | 総合交通課長 |
| 生活・協働・男女参画班長 | 生活・協働・男女参画課長 |
| 文化文教・国際班長 | 文化文教・国際課長 |
| 人権同和対策班長 | 人権同和对策課長 |

| | | | |
|-----------|-----------|-----------------|-----------------|
| [略] | | 情報政策班長 | 情報政策課長 |
| 職員厚生班長 | 職員厚生課長 | [略] | |
| 財政班長 | [略] | 行政経営班長 | 行政経営課長 |
| 管財班長 | 管財課長 | 財政班長 | [略] |
| 税務班長 | [略] | 税務班長 | [略] |
| 生活・文化班長 | 生活・文化課長 | | |
| 青少年男女参画班長 | 青少年男女参画課長 | | |
| 人権同和対策班長 | 人権同和対策課長 | | |
| 市町村班長 | [略] | 市町村班長 | [略] |
| | | 総務事務センター班長 | 総務事務センター課長 |
| 地域振興班長 | 地域振興課長 | | |
| 総合交通班長 | 総合交通課長 | | |
| 情報政策班長 | 情報政策課長 | | |
| 国際政策班長 | 国際政策課長 | | |
| 市町村合併支援班長 | 市町村合併支援室長 | | |
| [略] | | [略] | |
| 高齢者対策班長 | 高齢者対策課長 | 長寿介護班長 | 長寿介護課長 |
| 児童家庭班長 | 児童家庭課長 | | |
| [略] | | [略] | |
| 県立病院班長 | 県立病院課長 | こども政策班長 | こども政策局長 |
| [略] | | [略] | |
| 全国植樹祭準備班長 | 全国植樹祭準備室長 | 工事検査班長 | 工事検査課長 |
| [略] | | [略] | |
| 工業振興班長 | 工業振興課長 | 工業支援班長 | 工業支援課長 |
| 商工金融班長 | 商工金融課長 | 商業支援班長 | 商業支援課長 |
| 商業振興班長 | 商業振興課長 | 経営金融班長 | 経営金融課長 |
| 観光・リゾート班長 | 観光・リゾート課長 | | |
| 労働政策班長 | [略] | 労働政策班長 | [略] |
| | | 企業立地推進班長 | 企業立地推進局長 |
| | | 観光交流推進班長 | 観光交流推進局長 |
| [略] | | [略] | |
| 漁政班長 | 漁政課長 | 水産政策班長 | 水産政策課長 |
| 水産振興班長 | 水産振興課長 | 漁港漁場整備班長 | 漁港漁場整備課長 |
| 漁港班長 | 漁港課長 | | |
| [略] | | [略] | |
| 技術検査班長 | 技術検査課長 | 技術企画班長 | 技術企画課長 |
| [略] | | [略] | |
| 会計班長 | [略] | 会計班長 | [略] |
| 車両班長 | 物品管理課長 | | |
| 企業管理班長 | 企業局管理部長 | 企業総務班長 | 企業局総務課長 |
| 工務班長 | 企業局工務部長 | 工務班長 | 工務課長 |
| | | 電気班長 | 電気課長 |
| | | 施設管理班長 | 施設管理課長 |
| | | 総合制御班長 | 総合制御課長 |
| | | 経営管理班長 | 経営管理課長 |
| [略] | | [略] | |
| 教育企画班長 | 教育企画室長 | 財務福利班長 | 財務福利課長 |
| 学校施設班長 | 学校施設課長 | 学校政策班長 | 学校政策課長 |
| 学校教育班長 | 学校教育課長 | 全国高等学校総合文化祭推進班長 | 全国高等学校総合文化祭推進室長 |
| | | 特別支援教育班長 | 特別支援教育室長 |
| 教職員班長 | [略] | 教職員班長 | [略] |
| 福利健康班長 | 福利健康課長 | | |

| | |
|----------|--------|
| [略] | [略] |
| スポーツ振興班長 | [略] |
| 文化財対策班長 | 文化課長 |
| 同和教育班長 | 同和教育室長 |
| 公安総務班長 | 警務部長 |
| 警備班長 | [略] |
| [略] | [略] |

| | |
|----------------------|----------------------|
| [略] | [略] |
| スポーツ振興班長 | [略] |
| 全国スポーツ・レクリエーション祭推進班長 | 全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 |
| 文化財対策班長 | 文化財課長 |
| 人権同和教育班長 | 人権同和教育室長 |
| 警備班長 | [略] |
| 警務班長 | 警務部長 |
| [略] | [略] |

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

| [略] | | |
|-------------|-----------|---|
| 部室名 | 班 名 | 分 掌 事 務 |
| 総合対策部 | 総括班 | 1 総合対策部の総括指揮に関する こと。 2・3 [略] 4 県議会への報告及び連絡に関する こと。 |
| | 連絡調整班 | 1～8 [略] 9 自衛隊の災害派遣要請に関する こと。 10・11 [略] 12 国への連絡及び被害報告に関する こと。 13 各種広域応援協定の運用に関する こと。 14 協定外支援（ボランティア関係を 除く。）の対応に関すること。 |
| | 支援班 | 1・2 [略] 3 災害ボランティアに関すること。 4～6 [略] |
| | 渉外班 | 1 災害広報に関すること。 2～5 [略] |
| [略] | | |
| 総合政策 対策室 | 総合政策 班 | 1 総合政策対策室内の連絡調整に関 すること。 2・3 [略] 4 東京連絡部との連絡に関するこ と。 |
| [略] | | |
| | 統計調査 班 | [略] |

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

| [略] | | |
|-------------|-----------|---|
| 部室名 | 班 名 | 分 掌 事 務 |
| 総合対策部 | 総括班 | 1 総合対策部の総合調整に関するこ と。 2・3 [略] 4 自衛隊の災害派遣要請に関するこ と。 5 国への連絡及び被害報告に関する こと。 |
| | 連絡調整班 | 1～8 [略] 9・10 [略] |
| | 支援班 | 1・2 [略] 3 各種広域応援協定の運用に関する こと。 4 協定外支援（災害ボランティアを 含む。）に関すること。 5～7 [略] |
| | 渉外班 | 1 災害広報に関すること（県庁ホー ムページを含む。）。 2～5 [略] 6 県議会への報告及び連絡に関する こと。 |
| [略] | | |
| 県民政策 対策室 | 総合政策 班 | 1 県民政策対策室内の連絡調整に関 すること。 2・3 [略] 4 東京連絡部及び県外事務所連絡部 との連絡に関すること。 5 土地利用対策の総合調整に関する こと。 |
| [略] | | |
| | 統計調査 班 | [略] |

| | | | | | | |
|-------------|------------|--|--|-------------------|--|---|
| | | | | 総合交通班 | 1 交通関係施設の被害調査に関する こと。 | |
| | | | | 生活・協働・男女 参画班 | 1 ボランティアの対応及び調整に関 すること。 2 ボランティア関係機関との連絡及 び調整に関すること。 3 消費者行政対策及び物価行政対策 の総合調整に関すること。 | |
| | | | | 文化文教 ・国際班 | 1 私立学校の災害対策及び被害調査 に関すること。 2 在日外国公館との連絡調整に関す ること。 3 外国人の救援及び救護の総合調整 に関すること。 | |
| | | | | 人権同和 対策班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関 すること。 | |
| | | | | 情報政策 班 | 1 共用コンピューターの各システム 及び県庁LANの復旧に関すること 。。 2 各所属のコンピューターの被害状 況の把握に関すること。 3 情報関連施設の被害状況の把握に 関すること。 | |
| 総務対策 室 | 総務班 | 1・2 [略] 3 [略] 4 私立学校の災害対策及び被害調査 に関すること。 | | 総務対策 室 | 総務班 | 1・2 [略] 3 県有施設の被害調査に関すること 。 4 災害対策本部の運営に必要な施設 の調整に関すること。 5 [略] |
| | | [略] | | | [略] | |
| | 職員厚生 班 | [略] | | 行政経営 班 | [略] | |
| | 財政班 | [略] | | 財政班 | [略] | |
| | 管財班 | 1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策 に関すること。 2 県有施設の災害対策及び被害調査 に関すること。 3 庁内電話施設の整備運営及び庁内 放送施設の整備に関すること。 4 その他本部の事務に必要な整備及 び設営に関すること。 | | 税務班 | [略] | |
| | 税務班 | [略] | | 市町村班 | 1 り災市町村の行財政指導に関する こと。 | |
| | | | | 総務事務 センター 班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関 すること。 2 庁内自動車の管理及び輸送に必要 な措置に関すること。 | |
| 地域生活 対策室 | 生活・文 化班 | 1 地域生活対策室内の連絡調整に関 すること。 2 総合対策部との連絡調整に関する こと。 | | | | |

| | | | | | |
|-------------|----------|--|--------|---|--|
| | | <p>3 ボランティアの対応及び調整に関すること。</p> <p>4 ボランティア関係機関との連絡及び調整に関すること。</p> <p>5 消費者行政対策及び物価行政対策の総合調整に関すること。</p> | | | |
| | 青少年男女参画班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 | | | |
| | 人権同和対策班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 | | | |
| | 市町村班 | 1 り災市町村の行財政指導に関すること。 | | | |
| | 地域振興班 | 1 土地利用対策の総合調整に関すること。 | | | |
| | 総合交通班 | 1 交通関係施設の被害調査に関すること。 | | | |
| | 情報政策班 | <p>1 共用コンピューターの各システム及び県庁LANの復旧に関すること。</p> <p>2 各所属のコンピューターの被害状況の把握に関すること。</p> <p>3 情報関連施設の被害状況の把握に関すること。</p> | | | |
| | 国際政策班 | <p>1 在日外国公館との連絡調整に関すること。</p> <p>2 外国人の救援及び救護の総合調整に関すること。</p> | | | |
| | 市町村合併支援班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 | | | |
| 福祉保健 対策室 | 福祉保健班 | <p>1～6 [略]</p> <p>7 社会福祉施設（国保・援護班、高齢者対策班、児童家庭班、障害福祉班及び健康増進班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。</p> | 福祉保健班 | <p>1～6 [略]</p> <p>7 社会福祉施設（国保・援護班、長寿介護班、障害福祉班、健康増進班及び子ども政策班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。</p> | |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | |
| | 高齢者対策班 | [略] | 長寿介護班 | [略] | |
| | 児童家庭班 | 1 児童、母子、婦人等福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | [略] | [略] | |
| | [略] | [略] | 健康増進班 | <p>1 [略]</p> <p>2 市町村保健センター（母子健康センターを含む。）等の災害対策及び被害調査に関すること。</p> | |
| | 健康増進班 | <p>1 [略]</p> <p>2 精神保健及び母子保健関係施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> | 子ども政策班 | <p>1 児童、母子、婦人等福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2 幼稚園の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>3 幼児の被災状況の把握及び避難に関すること。</p> <p>4 被災した幼児の応急の教育に関すること。</p> | |
| | 県立病院班 | 1 県立病院施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | [略] | [略] | |
| 環境森林 | [略] | [略] | [略] | | |

| | | | | | |
|-----------|----------|---|-----------|---------|---|
| 対策室 | 全国植樹祭準備班 | [略] | 対策室 | 工事検査班 | [略] |
| 商工観光労働対策室 | 商工政策課 | 1～3 [略] 4 県外事務所連絡部との連絡に関すること。 | 商工観光労働対策室 | 商工政策班 | 1～3 [略] |
| | 工業振興班 | 1 工鉦業の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被害工鉦業者の経営指導に関すること。 | | 工業支援班 | 1 県内事業者(工業。ただし、誘致企業を除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| | 商工金融班 | 1 被災商工鉦業者の金融に関すること。 | | 商業支援班 | 1 県内事業者(商業等。ただし、誘致企業を除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| | 商業振興班 | 1 商業者及び商業者共同施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被害商業者及び商業団体の経営指導に関すること。 | | 経営金融班 | 1 被害事業者の金融及び経営診断に関すること。 2 災害救助物資の入手及び斡旋に関すること。 |
| | 観光・リゾート班 | 1 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | | 労働政策班 | [略] |
| | 労働政策班 | [略] | | 企業立地推進班 | 1 県内事業者(誘致企業)の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| | | | | 観光交流推進班 | 1 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| 農政水産対策室 | 農政企画班 | 1・2 [略] | 農政水産対策室 | 農政企画班 | 1・2 [略] 3 農業共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| | 地域農業推進班 | 1 被害農家の経営指導に関すること。 | | 地域農業推進班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | 営農支援班 | 1～3 [略] 4 農業共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | | 営農支援班 | 1～3 [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| | 農村整備班 | 1 [略] 2 補助農業用共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | | 農村整備班 | 1 [略] |
| | 漁政班 | 1 県有施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | | 工事検査班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | 水産振興班 | 1 水産物並びに漁船、漁具及び施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | | 水産政策班 | 1 県有施設の水産施設、水産物等の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| | 漁港班 | 1 漁港施設の災害対策及び被害調査に関すること。 | | 漁港漁場整備班 | 1 漁場施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| 土木対策室 | 管理班 | 1 土木対策室内の連絡調整に関すること。 2 [略] | 県土整備対策室 | 管理班 | 1 県土整備対策室内の連絡調整に関すること。 2 [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| | 技術検査班 | [略] | | 技術企画班 | [略] |
| | [略] | | | 工事検査班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | 河川班 | 1 河川、ダム及び海岸保全施設(港 | | 河川班 | 1 河川、ダム及び国土交通省所管の |

| | | | | | |
|-------|-------|---|---------|----------|---|
| | | 湾班に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。 2 [略] | | | 海岸保全施設(港湾班に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。 2 [略] |
| | | [略] | | | [略] |
| | 港湾班 | 1 港湾及び海岸保全施設(河川班に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。 | | 港湾班 | 1 港湾及び国土交通省所管の海岸保全施設(河川班に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| | | [略] | | | [略] |
| | 営繕班 | 1 [略] | | 営繕班 | 1 庁舎等の電気設備の機能維持(回復)に関すること。 2 庁舎等の電話設備の機能維持(回復)に関すること。 3 庁舎放送施設の機能維持(回復)に関すること。 4 災害対策本部室の整備及び設営に関すること。 5 庁舎等の被害調査及び被害報告に関すること。 6 庁舎等の災害対策(被害箇所の応急対策)に関すること。 7 [略] |
| | | [略] | | | [略] |
| 出納対策室 | 会計班 | 1 出納対策室内の連絡調整に関すること。 2・3 [略] | 会計管理対策室 | 会計班 | 1 会計管理対策室内の連絡調整に関すること。 2・3 [略] |
| | 車両班 | 1 庁内自動車の管理及び輸送に必要な措置に関すること。 | | | |
| 企業対策室 | 企業管理班 | [略] | 企業対策室 | 企業総務班 | [略] |
| | 工務班 | [略] | | 工務班 | [略] |
| | | | | 電気班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | | | | 施設管理班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | | | | 総合制御班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | | | 病院対策室 | 経営管理班 | 1 県立病院施設の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| 文教対策室 | 文教総務班 | [略] | 文教対策室 | 文教総務班 | [略] |
| | 教育企画班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 | | | |
| | 学校施設班 | 1 [略] | | 財務福利班 | 1 [略] 2 教職員住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 |
| | 学校教育班 | 1 幼児、児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2 被災した幼児、児童及び生徒の応急の教育に関すること。 3 [略] | | 学校政策班 | 1 児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 3 [略] |
| | | | | 全国高等学校総合 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |

| | | | | | | |
|-------|---------|--|--|-------|---------------------|--|
| | | | | | 文化祭推進班 | |
| | | | | | 特別支援教育班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | 教職員班 | [略] | | | 教職員班 | [略] |
| | 福利健康班 | 1 教職員住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 2 災害時の学校給食に関すること。 | | | | |
| | | [略] | | | | |
| | スポーツ振興班 | 1・2 [略] | | | スポーツ振興班 | 1・2 [略] 3 災害時の学校給食に関すること。 |
| | | [略] | | | 全国スポーツ・レクリエーション祭推進班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。 |
| | | [略] | | | | |
| | 同和教育班 | [略] | | | 人権同和教育班 | [略] |
| 公安対策室 | 公安総務班 | 1 災害警備用装備資機材、車両等の整備、調達、運用等に関すること。 2 給養、設営等に関すること。 3 広報に関すること。 | | 警備対策室 | 警備班 | 1 警備対策室内の連絡調整に関すること。 2 [略] 3 災害警備活動に関すること。 |
| | 警備班 | 1 公安対策室内の連絡調整に関すること。 2 [略] 3 警備実施全般の企画調整に関すること。 4 気象及び災害情報の収集、伝達及び通報に関すること。 5 警備部隊の編成及び運用に関すること。 6 人命救助、避難、誘導等に関すること。 7 被害の調査に関すること。 | | | 警務班 | 1 災害警備活動の支援に関すること。 |
| | | [略] | | | | [略] |
| | 生活安全班 | 1 犯罪の予防に関すること。 2 暴行その他の不正事犯の取締りに関すること。 3 危険物の保安措置等に関すること。 | | | 生活安全班 | 1 地域安全対策に関すること。 2 保安対策に関すること。 |
| | 通信班 | 1 警察通信施設及び資機材の維持管理に関すること。 2 [略] | | | 通信班 | 1 警察通信の維持管理に関すること。 2 [略] |
| | | [略] | | | | [略] |

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 9 条関係)

宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所及び所管区域表

| 名称 | 設置場所 | 所管区域 |
|-------------------|------------------|--------------|
| 宮崎県災害対策本部 中部地方支部 | 宮崎市 宮崎県中部農林振興局内 | 宮崎市 宮崎郡 東諸県郡 |
| 宮崎県災害対策本部 南那珂地方支部 | 日南市 宮崎県南那珂農林振興局内 | 日南市 串間市 南那珂郡 |

| | | |
|-------------------|------------------|--------------------|
| 宮崎県災害対策本部 北諸県地方支部 | 都城市 宮崎県北諸県農林振興局内 | 都城市 北諸県郡 |
| 宮崎県災害対策本部 西諸県地方支部 | 小林市 宮崎県西諸県農林振興局内 | 小林市 えびの市 西諸県郡 |
| 宮崎県災害対策本部 東児湯地方支部 | 高鍋町 宮崎県児湯農林振興局内 | 児湯郡 (西米良村を除く。) |
| 宮崎県災害対策本部 西児湯地方支部 | 西都市 宮崎県西都土木事務所内 | 西都市 児湯郡 (西米良村に限る。) |
| 宮崎県災害対策本部 日向地方支部 | 日向市 宮崎県日向土木事務所内 | 日向市 東臼杵郡 |
| 宮崎県災害対策本部 延岡地方支部 | 延岡市 宮崎県東臼杵農林振興局内 | 延岡市 |
| 宮崎県災害対策本部 西臼杵地方支部 | 高千穂町 宮崎県西臼杵支庁内 | 西臼杵郡 |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

教育委員会規則

県立学校職員の勤務評定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月24日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第1号

県立学校職員の勤務評定に関する規則等の一部を改正する規則

(県立学校職員の勤務評定に関する規則の一部改正)

第1条 県立学校職員の勤務評定に関する規則(昭和33年宮崎県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|-----|-----|-----|--|--|---|-----|--|---|-------|-----|-----|-----|--|--|--|-----|--|
| (評定者及び調整者) | (評定者及び調整者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条 評定者及び調整者は、次のとおりとする。 | 第6条 評定者及び調整者は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>評定者</th> <th>調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、実習助手、事務長、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師、技術員</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | [略] | | | 教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、実習助手、事務長、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師、技術員 | [略] | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>評定者</th> <th>調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、実習助手、事務長、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師、技術員</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | [略] | | | <u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、実習助手、事務長、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師、技術員</u> | [略] | |
| 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、実習助手、事務長、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師、技術員 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、実習助手、事務長、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師、技術員</u> | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2・3 [略] | 2・3 [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(市町村立学校職員の勤務評定に関する規則の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の勤務評定に関する規則(昭和33年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|-----|-----|-----|--|--|--|-----|--|--|-------|-----|-----|-----|--|--|---|-----|--|
| (評定者及び調整者) | (評定者及び調整者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条 評定者及び調整者は次のとおりとする。 | 第6条 評定者及び調整者は、 <u>次の</u> とおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>評定者</th> <th>調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務主幹、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | [略] | | | 教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務主幹、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師 | [略] | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>評定者</th> <th>調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務主幹、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | [略] | | | <u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務主幹、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師</u> | [略] | |
| 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務主幹、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員の区分 | 評定者 | 調整者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務主幹、事務主査、技術主査、主任主事、主任技師、主事、技師</u> | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2・3 [略] | 2・3 [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正)

第3条 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (専決) | (専決) |
| 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 | 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 |

| | |
|--|---|
| <p>(1) 次に掲げる職員の任免に関すること。 ア・イ [略] ウ 県立学校の職員(校長、教頭及び事務長を除く。) エ 市町村立学校の職員(校長及び教頭を除く。) (2)～(25) [略] 2 [略]</p> | <p>(1) 次に掲げる職員の任免に関すること。 ア・イ [略] ウ 県立学校の職員(校長、<u>副校長</u>、教頭及び事務長を除く。)) エ 市町村立学校の職員(校長、<u>副校長</u>及び教頭を除く。) (2)～(25) [略] 2 [略]</p> |
|--|---|

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第 4 条 県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(職員) 第50条 [略] 2 学校に、前項のほか、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、技術員を置くことができる。 3・4 [略] (職務) 第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。 (3) 事務長は、校長を助け、事務を掌理する。 (4)～(16) [略] 2 [略] (校長の代理・代行) 第52条 教頭は、校長が海外出張、休職又は長期にわたる病気等により職務を執行することができない場合は、その職務を代理し、校長が死亡、退職、免職又は失職等により欠けた場合は、その職務を代行する。 2 [略] (教育長の権限に属する事務の委任等) 第53条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。 (教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決) 第54条 前条の規定により、教育長の委任により校長の権限に属す</p> | <p>(職員) 第50条 [略] 2 学校に、前項のほか、<u>副校長</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、技術員を置くことができる。 3・4 [略] (職務) 第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) [略] <u>(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> <u>(3) 教頭は、校長(副校長を置く高等学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。</u> <u>(4) 事務長は、校長(副校長を置く高等学校にあっては、校長及び副校長)を助け、事務を掌理する。</u> <u>(5) 主幹教諭は、校長(副校長を置く高等学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</u> <u>(6) 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</u> (7)～(19) [略] 2 [略] (校長の代理・代行) 第52条 教頭(<u>副校長を置く高等学校にあっては、副校長</u>)は、校長が海外出張、休職又は長期にわたる病気等により職務を執行することができない場合は、その職務を代理し、校長が死亡、退職、免職又は失職等により欠けた場合は、その職務を代行する。 2 [略] (教育長の権限に属する事務の委任等) 第53条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、<u>副校長</u>、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、<u>副校長</u>、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。)による。 (教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決) 第54条 前条の規定により、教育長の委任により校長の権限に属す</p> |

るものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。

2 [略]

(法から付与された校長の権限に属する事務に関する専決)

第55条 校長は、第51条第1項第1号ア及びイに関する事務を教頭、事務長及び第63条から第73条に規定する職員（以下「主任等」という。）に専決させることができる。

2・3 [略]

(法から付与された校長の権限に属する事務に関する代決)

第56条 第51条第1項第1号ア及びイのうち、前条の規定により校長以外の職員の専決とした事務以外の校長の事務については、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。

2・3 [略]

(校務分掌の整備)

第62条 [略]

2 [略]

(教務主任)

第63条 [略]

2 教務主任は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(学年主任)

第64条 [略]

2 学年主任は、教諭をもって充て、同学年の生徒で編制する学級の数が2以上である学年に置く。

3 [略]

(保健主事)

第65条 [略]

2 保健主事は、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(生徒指導主事)

第66条 [略]

2 生徒指導主事は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(進路指導主事)

第67条 [略]

2 進路指導主事は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(学科主任)

第68条 [略]

2 学科主任は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(農場長)

第69条 [略]

2 農場長は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(寮務主任及び舎監)

第70条 [略]

2 寮務主任及び舎監は、教諭をもってこれに充てる。

るものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。

2 [略]

(法から付与された校長の権限に属する事務に関する専決)

第55条 校長は、第51条第1項第1号ア及びイに関する事務を副校長、教頭、事務長及び第63条から第73条に規定する職員（以下「主任等」という。）に専決させることができる。

2・3 [略]

(法から付与された校長の権限に属する事務に関する代決)

第56条 第51条第1項第1号ア及びイのうち、前条の規定により校長以外の職員の専決とした事務以外の校長の事務については、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。

2・3 [略]

(校務分掌の整備)

第62条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、主任等を置かないことができる。

(教務主任)

第63条 [略]

2 教務主任は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(学年主任)

第64条 [略]

2 学年主任は、指導教諭又は教諭をもって充て、同学年の生徒で編制する学級の数が2以上である学年に置く。

3 [略]

(保健主事)

第65条 [略]

2 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(生徒指導主事)

第66条 [略]

2 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(進路指導主事)

第67条 [略]

2 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(学科主任)

第68条 [略]

2 学科主任は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(農場長)

第69条 [略]

2 農場長は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

(寮務主任及び舎監)

第70条 [略]

2 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

| | |
|---|---|
| <p>3・4 [略] (図書主任) 第71条 [略] 2 図書主任は、教諭をもってこれに充てる。 3 [略] (初任者研修指導教員) 第75条の2 [略] 2 指導教員は、教頭、教諭又は講師をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略] (司書教諭) 第76条 [略] 2 司書教諭は、教諭をもってこれに充てる。 3・4 [略]</p> | <p>3・4 [略] (図書主任) 第71条 [略] 2 図書主任は、<u>指導教諭</u>又は教諭をもってこれに充てる。 3 [略] (初任者研修指導教員) 第75条の2 [略] 2 指導教員は、<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭</u>又は講師をもってこれに充てる。 3・4 [略] (司書教諭) 第76条 [略] 2 司書教諭は、<u>指導教諭</u>又は教諭をもってこれに充てる。 3・4 [略]</p> |
|---|---|

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

第5条 県立特別支援学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(職員) 第49条 [略] 2 学校に、前項のほか、<u>栄養教諭、実習教師、実習助手、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、技術員</u>を置くことができる。 3 [略]</p> <p>(職務) 第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童生徒等の教育をつかさどる。 (3) 事務長は、校長を助け、事務を掌理する。 (4)~(16) [略] (校長の代理・代行) 第51条 教頭は、校長が海外出張、休職又は長期にわたる病気等により職務を執行することができない場合は、その職務を代理し、校長が死亡、退職、免職又は失職等により欠けた場合は、その職務を代行する。 2 [略] (教育長の権限に属する事務の委任等) 第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち</p> | <p>(職員) 第49条 [略] 2 学校に、前項のほか、<u>副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、技術員</u>を置くことができる。 3 [略] 4 <u>第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。</u> (職務) 第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) <u>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> (3) 教頭は、校長(<u>副校長を置く特別支援学校にあっては、校長及び副校長</u>)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童生徒等の教育をつかさどる。 (4) 事務長は、校長(<u>副校長を置く特別支援学校にあっては、校長及び副校長</u>)を助け、事務を掌理する。 (5) 主幹教諭は、校長(<u>副校長を置く特別支援学校にあっては、校長及び副校長</u>)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒等の教育をつかさどる。 (6) <u>指導教諭は、児童生徒等の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</u> (7)~(19) [略] (校長の代理・代行) 第51条 教頭(<u>副校長を置く特別支援学校にあっては、副校長</u>)は、校長が海外出張、休職又は長期にわたる病気等により職務を執行することができない場合は、その職務を代理し、校長が死亡、退職、免職又は失職等により欠けた場合は、その職務を代行する。 2 [略] (教育長の権限に属する事務の委任等) 第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち</p> |

、教育長の委任により校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成 7 年宮崎県教育委員会教育長訓令第 1 号。以下「事務決裁等規程」という。）による。

（教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決）

第53条 前条の規定により、教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。

2 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する専決）

第54条 校長は、第50条第1項第1号ア及びイに関する事務を教頭、事務長及び第62条から第71条に規定する職員（以下「主任等」という。）に専決させることができる。

2・3 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する代決）

第55条 第50条第1項第1号ア及びイのうち、前条の規定により校長以外の職員の専決とした事務以外の校長の事務については、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。

（校務分掌の整備）

第61条 [略]

2 [略]

（教務主任）

第62条 [略]

2 教務主任は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（学年主任）

第63条 [略]

2 学年主任は、教諭をもって充て、同学年の児童生徒で編制する学級の数が2以上である学年に置く。

3 [略]

（保健主事）

第64条 [略]

2 保健主事は、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（生徒指導主事）

第65条 [略]

2 生徒指導主事は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（進路指導主事）

第66条 [略]

2 進路指導主事は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（学部主事）

第67条 [略]

2 学部主事は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（寮務主任及び舎監）

、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成 7 年宮崎県教育委員会教育長訓令第 1 号。以下「事務決裁等規程」という。）による。

（教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決）

第53条 前条の規定により、教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。

2 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する専決）

第54条 校長は、第50条第1項第1号ア及びイに関する事務を副校長、教頭、事務長及び第62条から第71条に規定する職員（以下「主任等」という。）に専決させることができる。

2・3 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する代決）

第55条 第50条第1項第1号ア及びイのうち、前条の規定により校長以外の職員の専決とした事務以外の校長の事務については、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。

（校務分掌の整備）

第61条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、主任等を置かないことができる。

（教務主任）

第62条 [略]

2 教務主任は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（学年主任）

第63条 [略]

2 学年主任は、指導教諭又は教諭をもって充て、同学年の児童生徒で編制する学級の数が2以上である学年に置く。

3 [略]

（保健主事）

第64条 [略]

2 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（生徒指導主事）

第65条 [略]

2 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（進路指導主事）

第66条 [略]

2 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（学部主事）

第67条 [略]

2 学部主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（寮務主任及び舎監）

| | |
|---|---|
| <p>第68条 [略]</p> <p>2 寮務主任及び舎監は、教諭をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(図書主任)</p> <p>第69条 [略]</p> <p>2 図書主任は、教諭をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(初任者研修指導教員)</p> <p>第73条の2 [略]</p> <p>2 指導教員は、教頭、教諭又は講師をもってこれに充てる。</p> <p>(司書教諭)</p> <p>第74条 [略]</p> <p>2 司書教諭は、教諭をもってこれに充てる。</p> | <p>第68条 [略]</p> <p>2 寮務主任及び舎監は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(図書主任)</p> <p>第69条 [略]</p> <p>2 図書主任は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(初任者研修指導教員)</p> <p>第73条の2 [略]</p> <p>2 指導教員は、<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭</u>又は講師をもってこれに充てる。</p> <p>(司書教諭)</p> <p>第74条 [略]</p> <p>2 司書教諭は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。</p> |
|---|---|

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第 6 条 県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、技術員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(3) 事務長は、校長を助け、事務を掌理する。</p> <p>(4)～(16) [略]</p> <p>(校長の代理・代行)</p> <p>第51条 教頭は、校長が海外出張、休職又は長期にわたる病気等により職務を執行することができない場合は、その職務を代理し、校長が死亡、退職、免職又は失職等により欠けた場合は、その職務を代行する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及</p> | <p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、<u>副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師、技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u></p> <p>(3) 教頭は、校長（<u>副校長を置く中等教育学校にあっては、校長及び副校長</u>）を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(4) 事務長は、校長（<u>副校長を置く中等教育学校にあっては、校長及び副校長</u>）を助け、事務を掌理する。</p> <p>(5) 主幹教諭は、校長（<u>副校長を置く中等教育学校にあっては、校長及び副校長</u>）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(6) 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(7)～(19) [略]</p> <p>(校長の代理・代行)</p> <p>第51条 教頭（<u>副校長を置く中等教育学校にあっては、副校長</u>）は、校長が海外出張、休職又は長期にわたる病気等により職務を執行することができない場合は、その職務を代理し、校長が死亡、退職、免職又は失職等により欠けた場合は、その職務を代行する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及</p> |

び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。

（教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決）

第53条 前条の規定により、教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。

2 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する専決）

第54条 校長は、第50条第1項第1号ア及びイに関する事務を教頭、事務長及び第62条から第70条に規定する職員（以下「主任等」という。）に専決させることができる。

2・3 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する代決）

第55条 第50条第1項第1号ア及びイのうち、前条の規定により校長以外の職員の専決とした事務以外の校長の事務については、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、教頭又は事務長が代決する。

2・3 [略]

（校務分掌の整備）

第61条 [略]

2 [略]

（教務主任）

第62条 [略]

2 教務主任は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（学年主任）

第63条 [略]

2 学年主任は、教諭をもって充て、同学年の生徒で編成する学級の数が2以上である学年に置く。

3 [略]

（保健主事）

第64条 [略]

2 保健主事は、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（生徒指導主事）

第65条 [略]

2 生徒指導主事は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（進路指導主事）

第66条 [略]

2 進路指導主事は、教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（寮務主任及び舎監）

第67条 [略]

2 寮務主任及び舎監は、教諭をもってこれに充てる。

び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁及び委任は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。

（教育長からの委任又は専決権限の付与による校長の権限に属する事務の代決）

第53条 前条の規定により、教育長の委任により校長の権限に属するものとされた事務及び教育長が校長に専決権限を付与した事務の決裁について、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。

2 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する専決）

第54条 校長は、第50条第1項第1号ア及びイに関する事務を副校長、教頭、事務長及び第62条から第70条に規定する職員（以下「主任等」という。）に専決させることができる。

2・3 [略]

（法から付与された校長の権限に属する事務に関する代決）

第55条 第50条第1項第1号ア及びイのうち、前条の規定により校長以外の職員の専決とした事務以外の校長の事務については、校長が不在のときは、あらかじめ定められた分掌により、副校長、教頭又は事務長が代決する。

2・3 [略]

（校務分掌の整備）

第61条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、主任等を置かないことができる。

（教務主任）

第62条 [略]

2 教務主任は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（学年主任）

第63条 [略]

2 学年主任は、指導教諭又は教諭をもって充て、同学年の生徒で編成する学級の数が2以上である学年に置く。

3 [略]

（保健主事）

第64条 [略]

2 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（生徒指導主事）

第65条 [略]

2 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（進路指導主事）

第66条 [略]

2 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 [略]

（寮務主任及び舎監）

第67条 [略]

2 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもってこれに充てる

| | |
|---|---|
| <p>3・4 [略] (図書主任) 第68条 [略] 2 図書主任は、教諭をもってこれに充てる。 3 [略] (初任者研修指導教員) 第72条の2 [略] 2 指導教員は、教頭、教諭又は講師をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略] (司書教諭) 第73条 [略] 2 司書教諭は、教諭をもってこれに充てる。 3・4 [略]</p> | <p>。 3・4 [略] (図書主任) 第68条 [略] 2 図書主任は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。 3 [略] (初任者研修指導教員) 第72条の2 [略] 2 指導教員は、<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭</u>又は講師をもってこれに充てる。 3・4 [略] (司書教諭) 第73条 [略] 2 司書教諭は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。 3・4 [略]</p> |
|---|---|

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第7条 県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(職員) 第39条 [略] <u>2 教頭を副校長と称す。</u> <u>3 学校に、栄養教諭、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師を置くことができる。</u></p> <p>(職務) 第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(12) [略] (校務分掌の整備) 第51条 [略] 2 [略]</p> <p>(教務主任) 第52条 [略] 2 教務主任は、教諭をもってこれに充てる。 3 [略] (学年主任) 第53条 [略] 2 学年主任は、教諭をもって充て、同学年の生徒で編制する学級の数が2以上である学年に置く。 3 [略] (保健主事) 第54条 [略] 2 保健主事は、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。</p> | <p>(職員) 第39条 [略] <u>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師を置くことができる。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。</u></p> <p>(職務) 第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</u> <u>(5) 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</u> (6)～(14) [略] (校務分掌の整備) 第51条 [略] 2 [略] <u>3 前項の規定にかかわらず、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、主任等を置かないことができる。</u></p> <p>(教務主任) 第52条 [略] 2 教務主任は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。 3 [略] (学年主任) 第53条 [略] 2 学年主任は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもって充て、同学年の生徒で編制する学級の数が2以上である学年に置く。 3 [略] (保健主事) 第54条 [略] 2 保健主事は、<u>指導教諭、教諭</u>又は養護教諭をもってこれに充て</p> |

| | |
|---|--|
| <p>3 [略] (生徒指導主事)</p> <p>第55条 [略]</p> <p>2 生徒指導主事は、教諭をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略] (進路指導主事)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 進路指導主事は、教諭をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略] (図書主任)</p> <p>第57条 [略]</p> <p>2 図書主任は、教諭をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略] (初任者研修指導教員)</p> <p>第62条 [略]</p> <p>2 指導教員は、教頭、教諭又は講師をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略] (司書教諭)</p> <p>第63条 [略]</p> <p>2 司書教諭は、教諭をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> | <p>る。</p> <p>3 [略] (生徒指導主事)</p> <p>第55条 [略]</p> <p>2 生徒指導主事は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略] (進路指導主事)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 進路指導主事は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略] (図書主任)</p> <p>第57条 [略]</p> <p>2 図書主任は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。</p> <p>3 [略] (初任者研修指導教員)</p> <p>第62条 [略]</p> <p>2 指導教員は、<u>教頭、主幹教諭、指導教諭</u>、教諭又は講師をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略] (司書教諭)</p> <p>第63条 [略]</p> <p>2 司書教諭は、<u>指導教諭又は教諭</u>をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> |
| <p>附 則</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> | |